(二)　沖縄県

1	沖縄本島において製造されるもの（2に掲げるものを除く。）	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	三八、〇三一円
2	沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。）	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	二八、七八一円
3	伊是名島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	八六、二二八円
4	久米島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	六七、六一七円
5	南大東島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	六四、三七九円
6	北大東島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	一一八、二二六円
7	宮古島及び伊良部島において製造されるもの（8に掲げるものを除く。）	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	四四、四八五円
8	宮古島（沖縄県宮古島市下地に限る。）において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	三七、二〇二円
9	石垣島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	五二、〇九六円
三	ばれいしょを原料として製造される国内産いもでん粉	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	二一、四三七円
四	かんしょを原料として製造される国内産いもでん粉	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	六三、一三八円

○農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第五号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五条第一項の規定に基づき、流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（平成二十八年経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年九月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　（略）	第一　（略）
第二　流通業務総合効率化事業の内容に関する事項	第二　流通業務総合効率化事業の内容に関する事項
1　基本的な考え方	1　基本的な考え方
流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して、流通業務の総合化及び効率化を図る事業であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものである。	流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して、流通業務の総合化及び効率化を図る事業であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものである。
(1)　流通業務総合効率化事業の実施主体	(1)　流通業務総合効率化事業の実施主体
流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、その業種業態の如何を問わず流通業務に関係する者であれば対象となり、生産者や製造業者、小売店に納品する卸売業者、委託事業者に納品する中小受託事業者、荷主から貨物の輸送、保管等を依頼される物流事業者をはじめ、様々な事業者が対象となり得る。また、必ずしも民間事業者である必要はなく、公的セクターも対象となり、例えば、物流ネットワークの維持が困難となるおそれが高い地域において、地域内配送共同化の取組を行う場合に、地域物流の維持、確保に向けて、市町村をはじめとする地方公共団体が参加することなどが考えられる。	流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、その業種業態の如何を問わず流通業務に関係する者であれば対象となり、生産者や製造業者、小売店に納品する卸売業者、親事業者に納品する下請事業者、荷主から貨物の輸送、保管等を依頼される物流事業者をはじめ、様々な事業者が対象となり得る。また、必ずしも民間事業者である必要はなく、公的セクターも対象となり、例えば、物流ネットワークの維持が困難となるおそれが高い地域において、地域内配送共同化の取組を行う場合に、地域物流の維持、確保に向けて、市町村をはじめとする地方公共団体が参加することなどが考えられる。
流通業務総合効率化事業は、流通業務に携わる多様な関係者が連携することで、物資の流通に伴う環境負荷の低減及び流通業務の省力化を、効果的に進める事業であることから、二以上の者が連携することを求めている。このため、二以上の者の連携については、法人格が別の者が連携することが必要である。ただし、組合は複数者が参画して共同の事業を行う主体であり、組合が行う事業は二以上の者が連携した	流通業務総合効率化事業は、流通業務に携わる多様な関係者が連携することで、物資の流通に伴う環境負荷の低減及び流通業務の省力化を、効果的に進める事業であることから、二以上の者が連携することを求めている。このため、二以上の者の連携については、法人格が別の者が連携することが必要である。ただし、組合は複数者が参画して共同の事業を行う主体であり、組合が行う事業は二以上の者が連携した